



# 来週の投資戦略 (12/16-20)

## パウエル、植田発言に注目

2024年12月15日

小松 徹

### 注目事項 - 見所

- 12月16日、10月の機械受注(船舶・電力を除く民需) — 前月比+1.2%?
- 12月17-18日、米連邦公開市場委員会(FOMC) — 0.25%利下げ?パウエル発言は?
- 12月18-19日、日銀、金融政策決定会合 — 利上げ見送り?レビューが出る?
- 12月20日、11月の全国消費者物価指数 — 前年比+2.9%?、コアコア+2.4%?
- 12月20日、11月の米国個人消費支出(PCEデフレーター) — 前年比+2.5%?

### 株式市場見通し

先週のわが国株式市場は木曜日まで上昇したが、金曜日に一転下落に転じ、それまでの上昇分の半分以上を失った。米国ナスダック市場が史上最高値を更新し、わが国政府の補正予算案が可決されたことも好感された。しかしながら、日経225が4万円を超えると利食い売りの圧力も強かった。先々週の個人投資家の現物株現金売りが54百億円と多額だったことから見て、その流れが変わらなかったのだろう。来週は日米金融当局の会合があり、その後の両当局者の発言が注目される。

米国ではFOMCで0.25%利下げが確実視されている。パウエル連邦準備理事会(FRB)議長の発言が注目される。来年市場参加者は4回の利下げを織り込んでいるが、そこまで利下げしないとの見方もある。米国経済は強く、金曜日発表の11月の米国PCEデフレーターが前年比+2.5%、コア指数も+2.9%と、目標とする2%から遠ざかっているからだ。これに対して、日銀は今回利上げを見送ると多くの市場参加者が見ている。2週間前までは12月利上げが半数くらいいたが、なぜ少数派になったのかよく分からない。わが国の物価指数も決定会合後に前年比+2.9%と発表されるだろう。2%以上の物価になって2年経過する。もし、米国が来年の利下げを急がないとすれば、わが国はさらに1カ月間金利を操作できない。先週末日本円が全面安になり、弾みがつくこともありうるだろう。

さて、米国新政府の動きが少しずつ伝えられているが、特に厚生医療部門は劇的に悪化しそうで心配だ。ケネディ・ジュニア氏の側近弁護士がポリオワクチンの承認取り消しを求めていると報道された。取り消し手順については私は分からないが、もし取り消されれば、米国だけの問題で済まないだろう。さらに、何年もワクチン開発研究している企業には一切承認されないとすれば、数年間売り上げ見通しが立たないことになる。同氏がトランプ次期大統領から厚生長官に指名されて世界中の医薬品株が下落しているが、来年も厳しいと言えよう。

最後に、来週木・金曜日が今年最後の荒れ相場になるかもと、注意して臨みたい。一部で、日銀が過去10~25年間のレビューをすとの見方があり、それが材料でその後の為替市場、株式先物市場も大きく動く可能性もあるからだ。とりわけ、影響力のある外資系通信社の誤訳が懸念される。

### KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。